

一 平成28年度事業活動概況

わが国経済は、経済の好循環を確実なものとするための政府の各種政策の効果により、緩やかな拡大に転じつつあるが、所得格差や地域格差の問題もあり、景気回復の実感はまだ地域経済に十分に浸透しているとは言えず、特に税理士の関与先である中小企業では依然として厳しい経営環境にある。一方、世界経済においては、英国のEU離脱交渉の動向や米国のTPPからの離脱表明により先行きに不透明感が増すなど、経済回復に向けた道筋は予断を許さない状況になっている。

このような状況の下、本会は、納税者の信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、研修体制の充実など税理士の資質の向上を図るための施策を進めるとともに、税理士制度の維持発展に向けて、次代を担う若者を増やすための施策に取り組んだ。

また、昨年4月に発生した熊本地震への対応として、申告納付期限の延長等の働きかけ、被災会員救済のための義援金募集、被災者への税務相談を適時に行うとともに、災害税制基本法の創設等について強く要望した。

本会では、社会経済情勢の変化に対応しつつ、平成28年度において、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 平成26年改正税理士法の適正な運用及び次なる税理士法改正に向けた取り組みについて

平成26年税理士法改正で措置された、租税教育への取組の推進、補助税理士制度の見直し、懲戒処分の適正化、名義貸し禁止規定の創設、会費滞納者に対する処分の明確化、事務所設置の適正化、税理士証票の定期的交換などの各項目について、関係分掌機関において、その適正な運用に努めた。

未施行であった公認会計士に係る資格付与の見直しについては、平成29年4月1日に施行され、今後、公認会計士試験に合格した公認会計士が税理士となる資格を有するためには、国税審議会が平成28年6月に指定・公告したとおり、税理士法施行規則第1条の3第1項に規定する税法に関する研修として、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が同項に規定する実務補習として実施する税法に関する研修を修了する必要がある。本会は、同研修について、税理士試験における税法科目合格者との同等性が確保されているか、その運用状況を注視しており、その一環として日本公認会計士協会との意見交換を実施した。

また、次なる税理士法改正に向けた取り組みについては、時代の変化に対応し、真に信頼される税理士制度を確立するためには不断の検証と見直しが必要であることから、本会では、制度部のほか、正副会長会構成員等において継続的にその検討を進めている。検討に当たっては、税理士制度が国家や国民・納税者にとってなくてはならない制度として定着する中、次世代を担う若年層にとってより魅力ある制度として、将来にわたり維持・発展が図られることを基本としている。

2 対外広報の強化及び若者の税理士への関心を促すための施策について

対外広報は、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む）を紹介する従来からの路線は踏襲しつつ、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化するという平成27年度からの方針を継続した。

平成27年度～28年度対外広報計画において、親しみやすく身近な税の専門家というイメージの定着を図る基本方針を立てており、これに基づいて、統一キャラクターホラン千秋、訴求メッセージ「税理士は、あなたの頼れるパートナー」を継続することにより、より一層のイメージ定着を図った。当該方針に則り、平成29年度も、引き続き同一キャラクター及び同一テーマを採用することとしている。

メディアへの展開としては、日刊紙への出稿のほか、学生向けパンフレット「税理士って？」の増刷、「マイナビ学生の窓口」などのWEB広告、税理士の仕事内容を紹介するWEBコミックの制作により、若者の税理士への関心を喚起する対外広報とした。

税理士会の施策等を報道関係者に発信していくことを目的として、平成28年11月22日、報道関係者との懇談会を「税理士が行う租税教育について」及び「税理士が行う成年後見について」をテーマに本会主管で開催した。

本会及び税理士会並びに税理士のPRのため、映画「家族はつらいよ2」とタイアップを行うことを決定した。

近年の税理士試験の受験者数減少を踏まえ、若者の税理士への関心を促すため、学生向け職場見学会及びインターンシップ制度の導入について検討することとした。

3 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成29年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、平成29年度税制改正において、災害に関する税制上の措置の常設化、取引相場のない株式の評価における類似業種比準方式の見直し、設備投資促進税制及び研究開発税制の延長・拡充などの建議項目が実現した。

このほか、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式、ダイレクト納付の普及推進に向けた改善策、償却資産課税のあり方、加算税制度の見直しへの対応、税務行政手続の簡素化などについて、関係省庁と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

4 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度について、税理士事務所等において特定個人情報等が適切に取り扱われ、同制度が円滑に運用されるよう各種施策を実施した。

平成28年末の年末調整からマイナンバーに関する実務が本格化すること、平成29年5月30日全面施行の改正個人情報保護法により全事業者に安全管理措置等の義務が課されること等を見据え、関係省庁等との意見交換を積極的に行い情報収集に努め、その情報を税理士会会員に還元すべく、税理士会関係役員等を対象とした研修会を計2回実施し、その一部をDVDに収録して各税理士会に配

付したほか、国税庁及び個人情報保護委員会の担当官を講師とするマルチメディア研修を配信した。

また、税制改正によるマイナンバー記載対象の見直し及び改正個人情報保護法への対応等を踏まえ、平成27年4月に作成した「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」の一部改訂を行ったほか、個人番号の取得・提供に係る各種様式（ひな型）を作成し、ホームページにて公表した。併せて、税理士会会員からの相談に対応すべく、平成27年11月以降、各税理士会と連携して整備した相談体制スキームを引き続き運用するとともに、寄せられた質問等に基づき、相談事例集を同ガイドブックの別冊資料として取りまとめた。

このほか、社会保障・税番号制度に係るパブリックコメントの意見募集に対し、適宜、意見を提出した。

5 研修への取り組みについて

研修諸規則に対応するために、15税理士会で統一化された研修受講管理システムの構築を進め、平成29年1月より各税理士会に導入、4月より運用が開始された。

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。全国統一研修会は、会員数、地域的特性及び各税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対しては、未受講に関する理由書の提出を求めた。マルチメディア研修は、「マイナンバー」、「中小企業等経営強化法」、「職業倫理」等、時宜に適った5テーマを収録し、研修ホームページ上にそれぞれ配信した。平成29年3月末日現在の研修ホームページから配信している研修は合計92本、配信時間は276時間である。

なお、研修ホームページについては、研修受講機会の拡充を図るため、税理士会において独自に収録・編集した研修の提供を受け、これを税理士会提供研修として配信するとともに、昨今のIT化への対応として、一部の研修についてスマートフォン・タブレットで視聴可能な方式で配信した。

また、中長期的な視点で今後の研修のあり方について検討を進め、中間報告を取りまとめ、マルチメディア研修の更なる充実等、今後の方向性を明確にするるとともに、次年度から取り組むべき具体的事項の整理を行った。

6 租税教育への取り組みについて

租税教育等事業の中心である租税教室は、全国での開催数が順調に増加しており、本会として租税教育の方針を示し講師の水準を維持するため発行している「租税教育講義用テキスト」について改訂を行ったほか、「租税教育副読本『税って何かな?』」の改訂や「租税教育副読本パワーポイント版〔基礎編〕」を制作するなど、教材面からの充実を図った。

さらに、障がい者に対して健常者と同様に租税教育を受ける機会を提供するため、特別支援学校における租税教室実施の環境整備に着手し、視覚障がい者向け教材として、「租税教育副読本『税って何かな?』」と同じ内容を収録した「租税教育副読本点字版」、「同音声DAISY版」、「同拡大版」を制作し、盲学校におけるモデル授業の撮影を行った。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を、平成28年度は宮城教育大学に開設したほか、今後の新規開設を目指して大学に対し積極的に働きかけを行うとともに、開設大学数を拡大するため「教員養成大学への寄附講座実施要領」を変更して対応した。併せて大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民を育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を、平成28年度は6大学に開設した。

このほか、本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画して連携に注力しており、平成28年5月17日及び11月9日の総会に出席するとともに、東京都千代田区で開催された中央租推協主催の租税教育に関するシンポジウムに参加した。同シンポジウムは、税理士128名を含む513名が参加し、「租税教育の充実について」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、租税教育推進部長がパネリストとして参加した。

7 中小企業支援施策の推進について

平成28年12月5日には中小企業庁より「事業承継ガイドライン」が公表され、中小企業経営者の高齢化に伴い、円滑な事業承継の促進を通じた中小企業の事業活性化を図るため、事業承継に向けた早期・計画的な準備の重要性や課題への対応策、事業承継支援体制の強化の方向性等について取りまとめた。本会では、同ガイドラインの検討会の委員に任用されたことを受けて、事業承継に係る取組みの説明、税理士の活用等について意見を述べた。

平成28年度税制改正において、新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例の創設、取引相場のない株式の評価に関する見直し、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等といった改正がなされた。本会では、固定資産税特例に係る解説をマルチメディア研修にて配信したほか、事業承継ガイドラインを含む事業承継支援施策や税理士会の取組の紹介等、「事業承継」をテーマとした会場型研修を実施し、各種施策の周知を図った。

また、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、中小企業庁と緊密に連絡を取り合い、中小企業庁長官をはじめとする幹部との懇談会及び担当者同士による意見交換会を開催し、互いの施策への理解を深めた。

税理士会と地域金融機関との意見交換会（金融懇話会）については、全国信用組合中央協会、日本政策金融公庫等に参加協力依頼を行った。

8 熊本地震及び東日本大震災への対応並びに大規模災害発生時の対応に向けた取組みについて

昨年4月に発生した平成28年熊本地震への対応として、災害対策本部を設置し、登録手数料の免除や見舞金の抛出、国税庁長官に申告書の提出期限の延長等に関する要望書を提出した。また、被災した会員を支援するため義援金の募集を呼びかけ、全国から寄せられた168,354,000円を南九州税理士会に寄附した。被災者に対する支援としては、平成28年9月から平成29年1月までフリーダイヤルを設置し、電話による税務相談を受け付けたほか、平成29年2月11日、12日、18日及び25日の4日間、15税理士会との共催による無料税務相談を実施し、延べ486名の納税者の相談に応じた。

東日本大震災による被災者に対する施策として、6税理士会及び東北税理士会福島県支部連合会・

宮城県支部連合会との共催により、平成29年1月21日及び1月28日の2日間、6会場において無料税務相談を実施し、延べ237名の納税者の相談に応じた。

危機管理対策として、近年危惧されている東南海トラフ大地震等の大規模災害が発生した際に、複数の税理士会と本会の被災を想定し、その拠点機能の回復資金とするため、大規模災害対策特定資産として2億円を積み立てた。

9 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災及び熊本地震の被災者に対し、無料税務相談を実施した。

受託事業については、平成27年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成28年度に向け9項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を徴した。また、番号制度導入に伴う無料相談等への対応について国税庁と意見交換を行い、「番号制度に関する質疑応答集～税務支援事業編～」の作成に協力するとともに、同質疑応答集を周知し、受託事業の円滑な運営に努めた。

協議派遣事業については、全国商工会連合会と定例協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めたほか、番号制度導入に伴う対応として、個人番号の取扱いを加味した協議派遣契約書のひな形を作成した。

10 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書の取得推進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税電子化協議会に提出した結果、平成28年6月にeLTAXでWindows10への対応が実現した。

また、平成29年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

平成29年7月31日に第三世代電子証明書の有効期限が到来することから、第四世代電子証明書を発行する体制の整備に努め、電子証明書を動作させるための初期設定から受領書の送信までを自動化する等の利用者の利便性の向上を実現させた。

税理士用電子証明書の継続的な取得促進に係る周知の結果、平成28年12月末で発行を終了した第三世代電子証明書の平成28年12月末日の取得会員数は60,803名、取得率は79.61%となった。また平成29年1月から発行を開始した第四世代電子証明書の平成29年3月末日の取得会員数は24,112名、取得率は31.54%となった。

11 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、昨今懲戒処分の事例として、名義貸し行為（税理士法第37条の2）が増加している傾向があることに鑑み、この未然防止方策として名義貸し行為の指標を示すとともに、過去の懲戒処分事例等から名義貸しに係る事例を紹介することにより、名義貸しが何たるかについて理解を深めるため、「名義貸し行為の指標（メルクマール）について」を策定した。

1.2 書面添付制度の普及、定着について

書面添付制度の普及・定着方策については、国税庁に対し、引き続き国会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。また、全国における同制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。これらの状況を受け、普及定着方策の一つとして、書面添付制度に関する周知用リーフレットを作成した上で各税理士会へ配布した。また、添付書面作成を補完するツールとして「業務チェックリスト（譲渡所得用）」を策定するとともに、各国税局が策定した「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」を周知し、その活用推進方について各税理士会に協力を依頼した。

1.3 規制改革への対応について

TPP協定について、平成28年2月4日に署名式が執行されたことを受け、税理士制度への影響等を把握すべく同協定訳文の分析を進め、平成28年7月に規制改革対策特別委員会の見解を「TPP協定に関する報告書」として取りまとめた。

同協定のうち、税理士制度に関係する「第10章（国境を越えるサービスの貿易）」においては、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（ネガティブ・リスト方式）が採用されており、「附属書I 投資・サービスに関する留保（現在留保）」では、税理士制度について「税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならない、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない」こと等が留保されている。

しかしながら、「附属書10-A（自由職業サービス）」には、資格の相互承認について、一般規定として、「各締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、2以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議する」こと、「各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にすることを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する」こと等が規定されていることから、将来的な税理士制度・税理士業務への影響や今後の対応等について検討を進めるとともに、内閣官房及び外務省と意見交換を行った。

1.4 税務相談体制の充実について

国会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成28年度事績（平成28年4月～平成29年3月）は、総計9,006件（一日平均39件、相談者別内訳：税理士4,458件、一般4,548件、税目別内訳：法人税2,120件、所得税2,339件、資産税3,441件、消費税622件、その他484件）であった。

15 公益活動への対応について

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に3日間の実務研修を実施した。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施し、非営利法人制度については、税理士会における特定非営利活動法人（NPO法人）に関する担当者を対象にしたNPO法人担当者研修をDVD収録し、税理士会へ配布した。

また、平成28年4月1日に施行された改正行政不服審査法に関する研修会を実施した。

さらに、平成29年4月1日の改正社会福祉法施行に伴い、税理士が関与することが想定されている社会福祉充実計画の策定等に関する研修会を実施した。

成年後見制度については、平成28年5月13日に施行した成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画について、内閣府のヒアリングに出席し意見を述べるとともに、パブリックコメントに付された基本計画に盛り込むべき事項に対する意見を取りまとめ、提出した。

税理士による成年後見制度に係る取り組みを広く一般国民に周知を図ることを目的として、平成27年度に引き続き全国一斉無料相談を実施した。また、平成28年9月には各税理士会成年後見支援センターの連携強化等を目的として、相談委員等を対象にした成年後見支援センター協議会を開催した。

平成28年4月に成年後見指導者養成研修を実施したほか、成年後見人等養成研修に関する研修教材を各税理士会に提供した。

さらに、成年後見賠償責任保険の適切な運営に務めるとともに、成年後見助成金制度においては、審査の過程における諸問題を整理し、実施要領を一部変更した。

このほか、家庭裁判所等関係機関との協議会や金融機関との連携において、成年後見制度の仕組みと税理士の役割について担当者等に説明する際に活用する資料として、パンフレット「あなたと歩む成年後見制度（税理士は財産管理の専門家です）」を新たに作成し、各税理士会に提供した。

16 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援について

平成28年10月に開催されたAOTCA香港会議に正副会長会及び国際部の構成員等の関係役員が出席し、同総会において行われた役員改選において、池田AOTCA会長が再任され、新たな役員ポストである財務担当役員に松岡国際部副部長が選任された。それに併せて、事務局も引き続き本会が担当し、事務運営を行うこととなった。併せて開催された国際ショナル・タックス・カンファレンスでは、川田国際税務情報研究会会長代理が、各国のBEPS対応と題するセッションにおいて日本の最新事情について講演した。また、AOTCAホームページの更新について、AOTCA関係役員と連携しながらプロジェクトを進め、アジア・オセアニア地域の税務専門家に関する情報発

信に努めている。

平成29年2月に開催された韓国税務士会との第20回定期懇談会では、AOTCAでのセッションテーマの選定において両会で協力し、税務専門家制度の発展に繋がるようなテーマを積極的に提案していくことで合意した。

国際交流事業については、消費税に関するインボイス制度の視察調査のため、ドイツ及びスイスを訪問したほか、モンゴル・ウランバートルにてモンゴル税理士会、千葉県会との3会合同によるタックスカンファレンスを開催し、両国の税務専門家の理解を深めた。また、インドネシア国税総局から数回にわたり来訪を受け、日本の税理士制度を紹介し、制度の普及・理解に努めた。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。